通知事項

１　令和４年度義務化事項

○虐待防止、身体拘束の適正化について（資料２参照）

令和３年４月の報酬改定に伴い、下記について、令和４年度から義務化されています。

＜虐待防止＞

① 従業者への研修を実施すること。（義務化）

② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。（義務化（新規））

③ 虐待の防止等のための責任者を設置すること。（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

＜身体拘束の適正化＞

① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年１回以上）に実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

**①から④の基準を満たしていない場合は、令和５年４月から基本報酬の減算となります。**

○感染症

＜感染対策指針作成について＞（資料３の１参照）

当該指針の作成を未作成の障害福祉サービス事業所等は、令和６年４月からの義務化に向けて指針の作成をしてください。

＜新型コロナウイルス陽性者発生時における対応について＞（資料３の２参照）

障害福祉サービス事業所等において陽性者が発生した際には電子申請システムで報告してください。なお、重症者やクラスター（５名以上）発生時は、別途電話にて報告してください。感染状況によって事業所を休業する際の臨時休業報告も同様に電子申請システムで報告してください。

○適切な職場環境の維持（ハラスメント対策）

適切な職場環境の維持のために、必要な措置を講じてください。

・方針等を明確化すること。（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化）

・職員への周知・徹底を行うこと。

・相談体制の整備を行うこと。

○令和４年度義務化事項の運営規程への記載について

　　虐待防止、身体拘束の適正化の取組について、運営規程に明記するとともに、もれなく実施してください。

２　令和６年度義務化事項

　○業務継続計画

　　　　感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるように体制を構築してください。

① 業務継続に向けた計画（業務継続計画）を策定すること。

② 業務継続計画を従業員に周知すること。

③ 業務継続計画の内容に関する研修を実施すること。

④ 業務継続計画の内容に沿った訓練(シミュレーション)を行うこと。

３　自主点検表の作成について（資料４参照）

法令等の遵守とさらなるサービス向上の取組に、自主点検表を活用し、定期的な点検を実施してください。

高松市ホームページ「自主点検表について」

ＵＲＬ： https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kenkou/shogai\_shien/todokede/syogai\_up20200907.html

４　共生型サービスについて（制度案内）（資料５参照※出典：厚生労働省ホームページ）

・　介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする

　・　障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくする

　　　ことを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度です。

５　令和５年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の提出について

障害福祉サービス事業所等（訪問系、相談系及び障害児通所支援事業を除く。）に対し、依頼済みです。